

送配電等業務指針の変更について

(第2号議案 説明資料)

平成28年9月9日

電力広域的運営推進機関

- 送配電等業務指針について、平成28年度の供給計画取りまとめ実績を踏まえ、平成29年度供給計画取りまとめに向けたスケジュールの変更を行う。

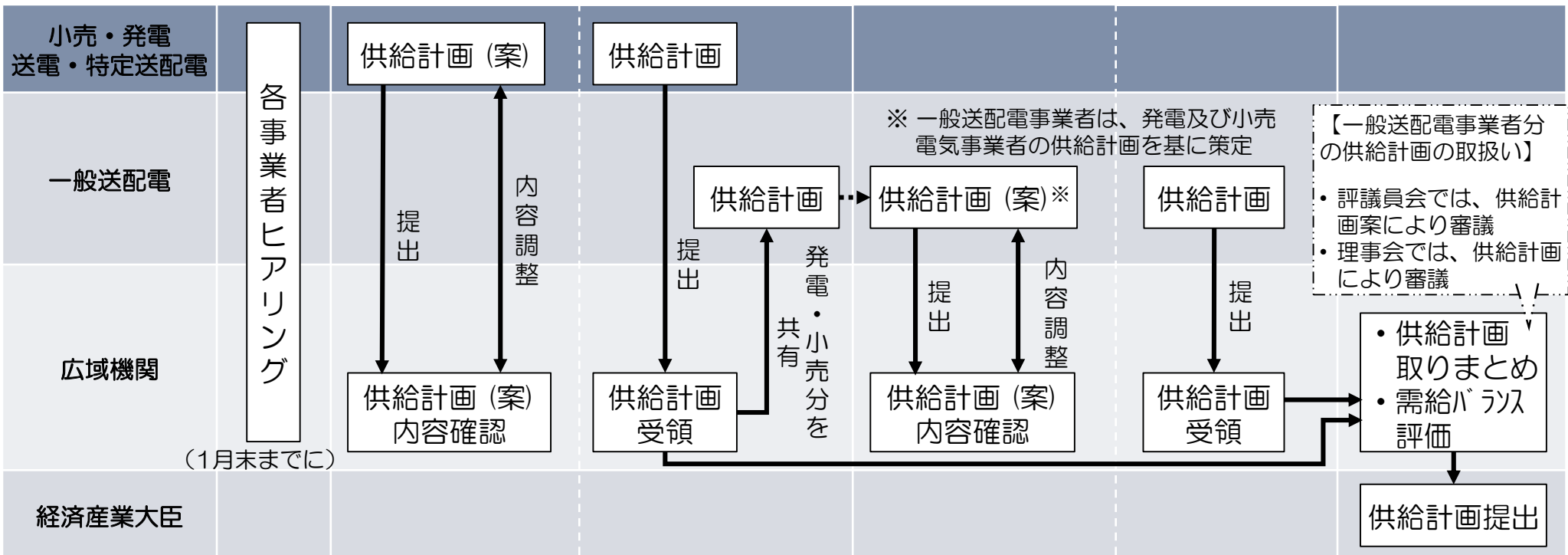
- 本機関が、供給計画取りまとめのうえ、3月末までに経済産業大臣へ提出できるように、電気事業者の本機関への提出スケジュールを前倒し
- 小売・発電・送電・特定送配電事業者の増加（800社以上）を踏まえ、供給計画（案）の内容確認及び調整に要する期間を現行の規定より長めに設定
- 小売・発電・送電・特定送配電事業者の提出期日を一般送配電事業者の提出期日より前に設定
- 長期（第3～第10年度）及び年間（第1～第2年度）の提出期日の同一化による各電気事業者との内容調整業務の効率化

※H28年度においては、第2弾改正電気事業法の施行（4/1）に伴う経過措置として、送配電等業務指針に附則（平成28年4月1日附則第2条）を設けることで対応。

- スケジュールは下記のとおり

- 8月10日～8月30日：意見募集を実施
（機関ウェブサイトに変更案を掲載し、会員その他の電気供給事業者からの意見を募集）
- 本日：評議員会審議
- 本日以降：理事会議決
- 9月中旬：認可申請

供給計画の提出スケジュール



	小売・発電・送電・特定送配電		一般送配電		経済産業大臣 提出
	供給計画(案)	供給計画	供給計画(案)	供給計画	
変更後 (指針第8条、9条)	・第1～第10年度 2月10日	3月1日	・第1～第10年度 3月10日	3月25日	3月31日までに
H28年度	・第1～第10年度 4月13日	4月27日	・第1～第10年度 5月16日	5月30日	6月30日までに
現行指針	・第3～第10年度 2月20日 ・第1～第2年度 3月15日	3月25日	・第3～第10年度 2月20日 ・第1～第2年度 3月15日	3月25日	3月31日までに